

# 電気需給約款 新旧対照表

2020年6月

TEPCOライフサービス株式会社

2020年6月24日より、電気需給約款を改定いたします。  
 変更箇所は、以下の通りです。（誤字訂正等、軽微なものを除きます。）

改定後（新）	改定前（旧）
<p>15 使用電力量等の算定</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 料金の算定期間が毎月1日から当該月末日までの期間の場合、当社は当該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の速報値に基づき料金を計算いたします。ただし、需給契約が消滅する場合を除きます。</p> <p>(4) (3)について当該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の速報値と確報値との間に差異が生じた場合は、本約款に定められた当該月の供給条件に基づいて料金の差額を計算し、直後に請求する料金の請求時に精算いたします。ただし、精算後の料金がマイナスの場合は、当該月以降に発生する料金と合算して請求を行います。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>15 使用電力量等の算定</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 料金の算定期間が毎月1日から当該月末日までの期間の場合、当社は当該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の速報値に基づき料金を計算いたします。ただし、需給契約が消滅する場合を除きます。</p> <p>(4) (3)について当該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の速報値と確報値との間に差異が生じた場合は、本約款に定められた当該月の供給条件に基づいて料金の差額を計算し、直後に請求する料金の請求時に精算いたします。</p> <p>(5) 省略</p>

改定後（新）	改定前（旧）
<p data-bbox="191 172 290 219">附則</p> <p data-bbox="191 287 652 334">1 本約款の実施期日</p> <p data-bbox="191 344 1230 505">本約款は、2020年6月24日から実施いたします。ただし、変更内容は2020年6月分の料金に遡って適用いたします。</p>	<p data-bbox="1291 172 1391 219">附則</p> <p data-bbox="1291 287 1753 334">1 本約款の実施期日</p> <p data-bbox="1291 344 2331 448">本約款は、2020年4月14日から実施いたします。</p>

以上